



目 次

条例

- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(市街地整備課\)](#)
- [知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例\(市街地整備課\)](#)

規則

- [保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則\(保健医療政策課\)](#)
- [埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)
- [公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [指定情報処理機関の名称等の変更に係る公示\(情報システム課\)](#)
- [指定認証機関の名称等の変更に係る公示\(情報システム課\)](#)
- [クラウド型統合サーバーシステム機器の賃貸借に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [さいたま市及び川越市との委託契約\(保健医療政策課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [さいたま都市計画道路事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [現場写真作成装置の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消し\(熊谷県税事務所\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道東松山鴻巣線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷停車場線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷川口線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [応急給水装置300セットの調達に関する契約の相手方等の公示\(公営企業・財務課\)](#)
- [平成26年度第1回埼玉県警察官\(巡査\)採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成26年度第2回埼玉県警察官\(巡査\)採用試験の実施\(警務課\)](#)
- [平成26年度埼玉県警察官\(巡査\)採用試験\(県外試験\)の実施\(警務課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の変更\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [埼玉県議会議長・副議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

正誤

- [埼玉県北本県土整備事務所長告示第5号中訂正\(北本県土整備事務所\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県
条例第三十四号）（市街地整備課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う規定の整備をするための改正

二 内容

指定都市が法令に基づき実施することとなる事務につき、条例別表からの該当する事務の削除

三 施行期日

平成二十六年四月一日

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十三項第三号市町村の欄中「さいたま市、」を削り、同項中第十二号を第十三号とし、同項第十一号市町村の欄中「第三号」の下に「及び第五号」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号市町村の欄中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号市町村の欄中「各市」の下に「（さいたま市を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号市町村の欄中「各市」の下に「（さいたま市を除く。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

	さいたま市
五 法、施行令及び施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第二種市街地再開発事業に係るものに限る。）	
1 法第五十条の二第一項、第五十条の九第一項、第五十条の十二第一項及び第五十条の十五第一項の規定による認可	
2 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第一項の規定による縦覧	
3 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第二項の規定による意見書の受理	
4 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第三項の規定による審査、命令及び通知	
5 法第五十条の六及び第五十条の九第二項において準用する法第十六条第五項の規定による申告の受理	
6 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項、第五十条の十二第二項及び第五十条の十五第二項におい	

- 7 法第五十条の八第一項（法第五十条の九第二項及び第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣への図書の送付
- 8 法第五十条の十四第一項の規定による承認
- 9 法第一百八条の六第一項及び第三百三十三条第一項の規定による認可（再開発会社に係るものに限る。）
- 10 法第一百八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の三第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する法第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認（再開発会社に係るものに限る。）
- 11 法第一百八条の三十第二項において準用する法第一百三条及び第一百七十七条第二項並びに法第二百五条の二第五項の規定による公告
- 12 法第一百八条の三十第二項において準用する法第一百四条ただし書の規定による決定
- 13 法第二百二十四条第三項の規定による命令
- 14 法第二百五条の二第一項から第三項までの規定による検査、処分取消し、変更及び停止並びに命令
- 15 法第二百五条の二第四項の規定による認可の取消し
- 16 施行令第二十二條の三において準用する施行令第四条の二第三項の規定による承認
- 17 施行規則第三十九条第二項、第三項及び第五項の規定による公告の掲示（6及び11の公告に係るものに限る。）

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

規 則

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条第五号中「第一条第二項」を「第一条の三第二項」に改め、同条第六号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「准看護師籍訂正・准看護師免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・准看護師免許証書換交付申請書」に改める。
様式第五号から様式第七号までを次のように改める。

様式第5号(第2条関係)

受 付 印 欄	手 数 料 収 入 済 欄

准看護師免許申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

電話番号

自宅(携帯)

職場

印

下記より、関係書類を添えて准看護師免許を申請します。

記

本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県		
ふ り が な	(氏)	(名)	
氏 名			
通 称			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
試 験 合 格 年 月 日	年 月 日	合 格 番 号	第 号
試 験 施 行 地	都 道 府 県		
<p>1 罰金以上の刑に処せられたこと(該当するものを で囲むこと。)</p> <p>(1) ありません。</p> <p>(2) あります。</p> <p>(2) のときは、その罪、刑及び刑の確定年月日 ()</p> <p>2 准看護師の業務に関する犯罪又は不正の行為をしたこと(該当するものを で囲むこと。)</p> <p>(1) ありません。</p> <p>(2) あります。</p> <p>(2) のときは、犯罪又は不正の行為の事実及び年月日 ()</p>			

注 1 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 外国の国籍を有する者は、本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、欄に記入すること。

様式第6号(第2条関係)

受 付 印 欄	手 数 料 収 入 済 欄

准看護師籍訂正・准看護師免許証書換交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

印

電話番号 自宅(携帯)

職場

下記により、関係書類を添えて准看護師籍訂正・免許証書換交付を申請します。

記

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	婚姻 離婚	養子縁組 帰化	転籍 氏名の変更 その他()
変 更 理 由 の 生じた年月日	年 月 日		

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
本 籍 地 (国 籍)	都 道 府 県	都 道 府 県
ふ り が な	(氏) (名)	(氏) (名)
氏 名		
通称		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

- 注 1 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
- 2 変更前欄には免許証記載の本籍地、氏名及び生年月日を記入すること。
変更後欄には変更がある事項のみを記入すること。
- 3 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。また、通称名の併記を希望する場合は、欄に記入すること。

様式第7号(第2条関係)

受 付 印 欄

准看護師籍登録抹消申請書

(宛先)

埼玉県知事

年 月 日

〒

届出人の住所

届出人の氏名

印

登録者との続柄

届出人の連絡先 自宅(携帯)

職場

下記により、関係書類を添えて准看護師籍の登録の抹消を申請します。

記

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
抹消理由	本人申請 死亡 失踪		
抹消理由の 生じた年月日	年 月 日		
ふりがな	(氏)	(名)	
登録者の 氏 名			
登録者の 生年月日	年 月 日		

添付書類

- 1 免許証(紛失した場合は、紛失申立書)
- 2 死亡診断書、除籍抄(謄)本又はその他関係書類

注 1 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 外国の国籍を有する者は、生年月日を西暦で記入すること。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第2条関係）

受 付 印 欄	手 数 料 収 入 済 欄

准看護師免許証再交付申請書

（宛先）

埼玉県知事

年 月 日

〒

住 所

氏 名

印

電話番号 自宅（携帯）

職場

下記により、関係書類を添えて准看護師免許証の再交付を申請します。
記

登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
再 交 付 理 由	損傷（破った、汚した） 亡失		
本 籍 地 （ 国 籍 ）	都 道 府 県		
ふ り が な	（氏）	（名）	
氏 名			
通 称			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

- 注 1 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
2 外国の国籍を有する者は本籍地を国籍で、生年月日を西暦で記入すること。
また、免許証に通称名が併記されている場合は、欄に記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第十一号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を
次のように改正する。

第七条第七号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一七―二六

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

- 一般財団法人さいたま住宅検査センター
- 一般財団法人自治体国際化協会
- 一般財団法人地域活性化センター
- 一般財団法人地域創造
- 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
- 一般財団法人日本建設情報総合センター
- 一般社団法人埼玉県計量協会
- 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会
- 一般社団法人埼玉県畜産会
- 一般社団法人地方税電子化協議会
- 公益財団法人けやき文化財団
- 公益財団法人埼玉県学校給食会
- 公益財団法人埼玉県健康づくり事業団
- 公益財団法人埼玉県母子寡婦福祉連合会
- 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
- 公益財団法人日本科学技術振興財団
- 公益財団法人リバーフロント研究所
- 公益社団法人全国競輪施行者協議会
- 公益社団法人地域医療振興協会
- 公益社団法人日本下水道協会

埼玉県市長会
埼玉県商工会連合会
埼玉県職業能力開発協会
埼玉県信用保証協会
埼玉県町村会
社会福祉法人恩賜財団済生会
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
全国知事会
地方公共団体金融機構
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人水資源機構
日本下水道事業団
日本赤十字社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百四十九号

埼玉県議会平成二十六年二月定例会において議決された平成二十五年埼玉県一般会計補正予算（第六号）、平成二十五年埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県営住宅事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県公営玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県病院事業会計補正予算（第二号）、平成二十五年埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第一号）、平成二十五年埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第三号）、平成二十五年埼玉県地域整備事業会計補正予算（第一号）及び平成二十五年埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）

平成25年度埼玉県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,537,218千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690,071,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		649,000,000	13,500,000	662,500,000
	1 県 民 税	319,226,000	11,996,000	331,222,000
	3 地 方 消 費 税	61,506,000	1,504,000	63,010,000
2 地方消費税清算金		113,439,000	1,066,000	114,505,000
	1 地方消費税清算金	113,439,000	1,066,000	114,505,000
3 地方譲与税		90,094,000	10,710,000	100,804,000
	1 地方法人特別譲与税	85,800,000	10,710,000	96,510,000
4 地方特例交付金		3,979,000	△2,930	3,976,070
	1 地方特例交付金	3,979,000	△2,930	3,976,070
5 地方交付税		176,300,000	11,469,536	187,769,536
	1 地方交付税	176,300,000	11,469,536	187,769,536
7 分担金及び負担金		6,203,235	△326,064	5,877,171
	1 分 担 金	136,292	2,079	138,371
	2 負 担 金	6,066,943	△328,143	5,738,800

8 使用料及び手数料		15,205,431	△95,610	15,109,821
	1 使用料	4,930,680	△56,613	4,874,067
	2 手数料	10,274,751	△38,997	10,235,754
9 国庫支出金		157,589,374	16,125,078	173,714,452
	1 国庫負担金	105,259,214	△1,311,549	103,947,665
	2 国庫補助金	46,796,581	18,368,098	65,164,679
	3 委託金	5,533,579	△931,471	4,602,108
10 財産収入		9,716,287	1,323,138	11,039,425
	1 財産運用収入	7,036,038	△96,718	6,939,320
	2 財産売却収入	2,680,249	1,419,856	4,100,105
11 寄附金		122,312	21,887	144,199
	1 寄附金	122,312	21,887	144,199
12 繰入金		109,485,175	△61,864,708	47,620,467
	1 特別会計繰入金	3,715,479	9,968,192	13,683,671
	2 基金繰入金	105,769,696	△71,832,900	33,936,796
13 繰越金		1,233,296	1,947,648	3,180,944
	1 繰越金	1,233,296	1,947,648	3,180,944

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		44,926,915	4,767,674	49,694,589
	2 預 金 利 子	73,000	5,000	78,000
	3 貸付金元利収入	6,415,485	△62,592	6,352,893
	4 受託事業収入	8,425,863	△256,037	8,169,826
	5 収益事業収入	14,799,783	5,798,004	20,597,787
	6 利子割精算金収入	40,000	1,000	41,000
	7 雑 入	12,602,547	△717,701	11,884,846
15 県 債		317,253,000	△5,178,867	312,074,133
	1 県 債	317,253,000	△5,178,867	312,074,133
歳 入	合 計	1,696,609,025	△6,537,218	1,690,071,807

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,086,748	△186,380	2,900,368
	1 議会費	3,086,748	△186,380	2,900,368
2 総務費		88,313,127	△5,170,926	83,142,201
	1 総務管理費	21,131,659	△341,334	20,790,325
	2 企画費	9,327,678	△893,686	8,433,992
	3 県民費	7,454,980	△337,831	7,117,149
	4 環境費	11,320,274	△1,016,275	10,303,999
	5 徴税費	26,051,777	△1,495,714	24,556,063
	6 市町村振興費	5,627,969	△510,418	5,117,551
	7 選挙費	2,644,729	△394,046	2,250,683
	8 防災費	3,096,612	△64,447	3,032,165
	9 統計調査費	1,060,023	△91,960	968,063
	10 人事委員会費	280,805	△7,332	273,473
	11 監査委員費	316,621	△17,883	298,738
3 民生費		291,123,001	△4,452,580	286,670,421

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	216,593,282	△2,485,636	214,107,646
	2 児童福祉費	61,024,757	△1,555,895	59,468,862
	3 生活保護費	12,529,488	△231,500	12,297,988
	4 災害救助費	975,474	△179,549	795,925
4 衛生費		57,836,169	△2,520,893	55,315,276
	1 公衆衛生費	31,568,033	△2,183,375	29,384,658
	2 環境衛生費	1,347,117	△73,085	1,274,032
	3 保健所費	3,997,567	△235,903	3,761,664
	4 医薬費	12,498,713	△36,096	12,462,617
	5 公営企業支出金	8,424,739	7,566	8,432,305
5 労働費		8,199,917	1,165,267	9,365,184
	1 労政費	4,650,830	1,606,857	6,257,687
	2 職業訓練費	3,386,587	△434,394	2,952,193
	3 労働委員会費	162,500	△7,196	155,304
6 農林水産業費		27,142,132	△188,355	26,953,777
	1 農業費	10,073,770	△214,114	9,859,656

	2 蚕糸特産及び水産業費	345,968	△17,456	328,512
	3 畜産業費	1,133,305	△74,108	1,059,197
	4 林業費	5,339,638	417,029	5,756,667
	5 農地費	10,249,451	△299,706	9,949,745
7 商工費		25,108,335	8,681,578	33,789,913
	1 商工業費	24,883,650	8,685,296	33,568,946
	2 観光費	224,685	△3,718	220,967
8 土木費		122,324,516	△742,725	121,581,791
	1 土木管理費	11,502,394	△690,292	10,812,102
	2 道路橋りょう費	55,922,220	△2,560,002	53,362,218
	3 河川費	30,768,222	△2,907,351	27,860,871
	4 都市計画費	21,346,210	6,285,273	27,631,483
	5 住宅費	2,785,470	△870,353	1,915,117
9 警察費		140,469,855	△6,212,072	134,257,783
	1 警察管理費	128,980,249	△6,147,759	122,832,490
	2 警察活動費	11,489,606	△64,313	11,425,293
10 教育費		520,844,322	△23,997,485	496,846,837

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	71,526,492	△5,204,207	66,322,285
	2 小学校費	163,184,809	△6,967,549	156,217,260
	3 中学校費	99,885,760	△3,989,057	95,896,703
	4 高等学校費	90,818,881	△4,656,971	86,161,910
	5 特別支援学校費	37,982,816	△2,573,540	35,409,276
	7 私立学校費	49,322,652	△30,405	49,292,247
	8 社会教育費	4,397,362	△424,781	3,972,581
	9 保健体育費	1,669,491	△150,975	1,518,516
	11 災害復旧費		276,201	△16,560
	1 農林水産施設災害復旧費	109,742	△16,560	93,182
12 公債費		261,224,971	17,008,547	278,233,518
	1 公債費	261,224,971	17,008,547	278,233,518
13 諸支出金		150,159,731	10,095,366	160,255,097
	1 公営企業支出金	15,341,731	△389,634	14,952,097
	2 地方消費税清算金	56,348,000	1,463,000	57,811,000
	3 利子割交付金	2,200,000	△120,000	2,080,000

	4 配当割交付金	2,180,000	2,076,000	4,256,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	393,000	6,500,000	6,893,000
	6 地方消費税交付金	58,102,000	569,000	58,671,000
	10 利子割精算金	14,000	△3,000	11,000
歳出	合計	1,696,609,025	△6,537,218	1,690,071,807

第2表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	1 公衆衛生費	衛生研究所 移転改修 事業費	4,157,598	平成24年度 平成25年度	1,345,882 2,811,716	3,909,935	平成24年度 平成25年度	1,345,882 2,564,053
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業大学 校整備 事業費	4,856,692	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	30,000 1,791,016 2,484,521 551,155	4,872,439	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	30,000 1,791,016 2,484,521 566,902
9 警 察 費	1 警察管理費	東入間警察署 庁舎建設費	2,757,035	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141,967 137,845 1,384,118 1,093,105	2,757,323	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	141,967 137,845 1,378,203 1,099,308

		東 部 機 動 センター（仮称） 庁 舎 建 設 費	946,301	平成24年度 平成25年度	265,436 680,865	894,466	平成24年度 平成25年度	265,436 629,030
10 教 育 費	1 教育総務費	県立学校大規模 改修費（平成23 年度着工分）	312,476	平成23年度 平成24年度 平成25年度	91,967 166,169 54,340	288,852	平成23年度 平成24年度 平成25年度	91,967 166,169 30,716
		県立高等学校防音 校舎空調設備設置 費（平成24年度 着工分）	380,728	平成24年度 平成25年度	73,630 307,098	345,567	平成24年度 平成25年度	73,630 271,937

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	県有財産管理営繕事業費	64,300
	8 防 災 費	小児医療センター新病院建設費（救急救命士養成所）負担金	4,295
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	民間社会福祉施設整備促進事業費	31,284
		小児医療センター新病院建設費（発達障害支援総合推進センター（仮称））負担金	4,193
		社会福祉施設等耐震化等特別対策事業費	2,437
		心身障害児（者）援護施設等整備助成費	1,093,406
		老人福祉施設整備助成費	642,300
	介護基盤緊急整備等特別対策事業費	257,000	
2 児 童 福 祉 費	子育て支援特別対策事業費	354,588	
	児童福祉施設整備助成費	2,352	
4 衛 生 費	4 医 薬 費	小児医療センター新病院建設費（総合医局機構）負担金	6,544
	1 農 業 費	農林総合研究センター費	28,340

6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	水源地域の森づくり事業費	142,085
		里山・平地林再生事業費	16,685
		森林整備加速化・林業再生事業費	323,021
	5 農 地 費	かんがい排水事業費	148,622
		ほ場整備事業費	284,451
		農地防災事業費	579,195
		中山間総合整備事業費	25,000
		農道整備事業費	49,300
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	348,283
		水と緑に親しむみち管理事業費	20,000
1 土 木 管 理 費	非常電源強化整備費	107,780	
	舗装道整備費	600,000	
	道路環境整備費	200,000	
	災害防除費	185,000	
	電線地中化（道路）整備費	141,000	
	自転車歩行者道整備費	735,000	

款	項	事業名	金額
		交差点整備費	259,000
		バリアフリー安全対策費	85,000
		道路安全施設費	191,000
		自転車通行環境整備費	25,800
	2 道路橋りょう費	地方特定道路（維持）整備費	167,000
		地方特定道路（交通安全）整備費	795,000
		ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想推進費	122,500
		災害時サポートロード整備費	7,500
		まちなか安心自転車レーン整備費	101,800
		道路改築費	353,000
		地方特定道路（改築）整備費	1,487,673
		まちなかのシンボルロード整備費	7,500
		橋りょう修繕費	2,255,270
		地方特定道路（橋りょう維持）整備費	770,690
		橋りょう架換費	258,094

8 土 木 費	3 河 川 費	排水機場等維持修繕費	366,409
		河川維持修繕費	42,000
		ダム等施設管理費	45,070
		河川改修調査費	9,000
		河川改修費	2,116,800
		都市再生機構治水事業費負担金	73,300
		河川施設震災対策費	110,500
		河川消防水利整備費	51,000
		雨水貯留浸透施設整備事業費	22,200
		川のまるごと再生プロジェクト推進費	1,800,000
	砂防施設費	106,000	
	急傾斜地崩壊対策費	10,500	
		さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば管理事業費	12,865
		社会資本整備総合交付金（区画整理）事業費	224,806
		地方特定道路土地区画整理組合等補助	36,000
公共団体区画整理事業県道整備費		26,290	
つくばエクスプレス沿線地域整備推進費		1,411,102	

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	街路整備費	491,706
		地方特定道路街路整備費	532,153
		まちのシンボルロード整備費	4,200
		公園等施設管理費	157,000
		公園等施設整備費	758,000
		新たな森建設費	2,220,000
		埼玉スタジアム2002公園管理運営費	50,223
		埼玉スタジアム2002公園施設整備費	25,000
		社会資本整備総合交付金（公園）事業費	859,956
9 警察費	1 警察管理費	警察施設整備費	490,137
10 教育費	1 教育総務費	県立学校建物等維持管理費	277,975
		県立学校体育館整備費	218,563
	4 高等学校費	県立学校大規模改修費	38,410
	5 特別支援学校費	小児医療センター新病院建設費（特別支援学校）負担金	16,244

11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	平成25年発生農地・農業用施設災害復旧費	47,943
	2 土木施設災害復旧費	平成25年発生土木施設災害復旧費	78,758

変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	森林整備推進事業費	117,636	森林整備推進事業費	151,748
		森林管理道整備事業費	97,550	森林管理道整備事業費	422,581
		治山事業費	25,100	治山事業費	184,594
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	90,000	社会資本整備総合交付金 (維持) 事業費	272,000
		社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	28,000	社会資本整備総合交付金 (交通安全) 事業費	1,958,000
		道路改築事業費	200,000	道路改築事業費	790,000
		社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	2,723,500	社会資本整備総合交付金 (改築) 事業費	7,243,745
		社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	1,890,000	社会資本整備総合交付金 (橋りょう維持) 事業費	2,790,427
	3 河 川 費	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	1,684,150	社会資本整備総合交付金 (河川) 事業費	5,690,910
		社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	100,000	社会資本整備総合交付金 (砂防) 事業費	495,100

		社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	160,000	社会資本整備総合交付金 (急傾斜地)事業費	259,700
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	170,000	社会資本整備総合交付金 (街路)事業費	1,546,298
10 教育費	1 教育総務費	県立学校大規模改修費	274,371	県立学校大規模改修費	433,119

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
朝霞地方庁舎等エコオフィス化改修及び維持管理 業務（平成25年度契約分）	平成26年度から 平成29年度まで	448

第5表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	1,133	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。	無 利 子	「災害弔慰金の支給等に関する法律」の定めるところによる。
平 成 2 5 年 度 減 収 補 填 債	3,294,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	36,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	26,000		(補正前に同じ。)	
知事部局等職員退職手当	600,000	同上	同上	同上	1,100,000		(同上)	
県有施設整備事業	2,980,000	同上	同上	同上	2,714,000		(同上)	
試験研究機関等設備整備事業	57,000	同上	同上	同上	49,000		(同上)	

身近な緑公有地化事業	68,000	同	上	同	上	同	上	0			
防災行政無線 高度化推進事業	51,000	同	上	同	上	同	上	43,000		(補正前に同じ。)	
社会福祉施設等 耐震化等整備事業	50,000	同	上	同	上	同	上	37,000		(同 上)	
心身障害児(者)援護 施設等整備事業	1,310,000	同	上	同	上	同	上	1,213,000		(同 上)	
老人福祉施設整備事業	4,207,000	同	上	同	上	同	上	4,023,000		(同 上)	
総合リハビリテーション センター設備整備事業	116,000	同	上	同	上	同	上	104,000		(同 上)	
児童福祉施設整備事業	532,000	同	上	同	上	同	上	442,000		(同 上)	
衛生研究所移転改修事業	3,404,000	同	上	同	上	同	上	3,094,000		(同 上)	
農業基盤整備事業	796,000	同	上	同	上	同	上	771,000		(同 上)	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業（土地改良） 負担金	34,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	26,000		(補正前に同じ。)	
緑のヘルシーロード整備事業	17,000	同上	同上	同上	10,000		(同上)	
産業文化センター施設整備事業	889,000	同上	同上	同上	841,000		(同上)	
建築安全センター等低公害車整備事業	10,000	同上	同上	同上	8,000		(同上)	

県単独道路建設事業	13,628,000	同	上	同	上	同	上	8,667,000	(同	上)
電線地中化(道路)整備事業	148,000	同	上	同	上	同	上	147,000	(同	上)
道路事業	8,057,000	同	上	同	上	同	上	7,771,000	(同	上)
県単独河川改修事業	5,624,000	同	上	同	上	同	上	4,665,000	(同	上)
河川事業	4,858,000	同	上	同	上	同	上	4,072,000	(同	上)
砂防事業	438,000	同	上	同	上	同	上	434,000	(同	上)
自然災害防止事業	745,000	同	上	同	上	同	上	717,000	(同	上)
直轄事業負担金	24,560,000	同	上	同	上	同	上	21,425,000	(同	上)
県単独街路事業	2,021,000	同	上	同	上	同	上	1,767,000	(同	上)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街 路 事 業	2,205,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,030,000		(補正前に同じ。)	
県 単 独 公 園 事 業	3,478,000	同	上	同	上	3,373,000	(同	上)
公 園 事 業	881,000	同	上	同	上	641,000	(同	上)
警 察 職 員 退 職 手 当	700,000	同	上	同	上	1,300,000	(同	上)

警察署等低公害車整備事業	46,000	同	上	同	上	同	上	38,000	(同 上)
警察署庁舎建設事業	2,434,000	同	上	同	上	同	上	2,326,000	(同 上)
教職員退職手当	4,200,000	同	上	同	上	同	上	7,600,000	(同 上)
県立高等学校建設事業	5,933,000	同	上	同	上	同	上	4,995,000	(同 上)
県立特別支援学校建設事業	856,000	同	上	同	上	同	上	829,000	(同 上)
社会教育施設整備事業	749,000	同	上	同	上	同	上	727,000	(同 上)
水道用水供給事業出資金	875,000	同	上	同	上	同	上	755,000	(同 上)
臨時財政対策債	202,100,000	同	上	同	上	同	上	202,439,000	(同 上)

平成25年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県公債費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,413,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,118,463千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		260,181,284	18,413,176	278,594,460
	1 一般会計繰入金	185,746,446	18,420,430	204,166,876
	2 特別会計繰入金	1,893,838	△7,254	1,886,584
2 繰越金			3	3
	1 繰越金		3	3
歳入合計		486,705,284	18,413,179	505,118,463

第2款県債を第3款県債とし、第2款として繰越金を加える。

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公 債 費		486,705,284	18,413,179	505,118,463
	1 公 債 費	486,705,284	18,413,179	505,118,463
歳 出 合 計		486,705,284	18,413,179	505,118,463

平成25年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,433千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,005,986千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		18,109,418	△103,433	18,005,985
	1 証紙収入	18,109,418	△103,433	18,005,985
歳入合計		18,109,419	△103,433	18,005,986

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		18,096,419	△103,433	17,992,986
	1 一 般 会 計 繰 出 金	18,096,419	△103,433	17,992,986
歳 出 合 計		18,109,419	△103,433	18,005,986

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県市町村振興事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ574,736千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,897,533千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		60,247	△2,857	57,390
	1 財産運用収入	60,247	△2,857	57,390
2 繰入金		7,300,000	△598,972	6,701,028
	1 基金繰入金	7,300,000	△598,972	6,701,028
4 諸収入		6,112,021	27,093	6,139,114
	1 貸付金元利収入	6,112,021	27,093	6,139,114
歳入合計		13,472,269	△574,736	12,897,533

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村振興事業費		13,472,269	△574,736	12,897,533
	1 市町村振興事業費	13,472,269	△574,736	12,897,533
歳 出 合 計		13,472,269	△574,736	12,897,533

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表歳入予算補正」による。

別表 歳入予算補正

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		177,745	△2,400	175,345
	1 基金繰入金	177,745	△2,400	175,345
5 諸収入			2,400	2,400
	1 雑収入		2,400	2,400
歳入合計		364,815	0	364,815

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 就農支援資金貸付勘定収入		65,959	0	65,959
	1 繰入金	11,900	△7,870	4,030
	2 繰越金	1	23,610	23,611
	4 県債	23,740	△15,740	8,000

款	項	補正前の額	補正額	計
2 就農支援資金業務勘定収入		770	0	770
	1 繰入金	730	△127	603
	2 繰越金	38	127	165
3 農業改良資金貸付勘定収入		19,960	△1,060	18,900
	1 繰越金	19,960	△1,060	18,900
4 農業改良資金業務勘定収入		2,525	0	2,525
	1 繰入金	2,271	△1,505	766
	2 繰越金	248	1,505	1,753
歳入合計		89,214	△1,060	88,154

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 農業改良資金貸付勘定		19,960	△1,060	18,900
	1 農業改良資金貸付費	19,960	△1,060	18,900
歳 出 合 計		89,214	△1,060	88,154

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金貸付金	23,740	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無 利 子	「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」の定めるところによる。	8,000	(補正前に同じ。)		

平成25年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県用地事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,068,219千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,970,083千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		901,862	6,067,566	6,969,428
	1 財産運用収入	51,256	△2,616	48,640
	2 財産売却収入	850,606	6,070,182	6,920,788
2 繰入金		1,000,000	△1,000,000	0
	1 繰入金	1,000,000	△1,000,000	0

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	653	654
	1 繰越金	1	653	654
歳入合計		1,901,864	5,068,219	6,970,083

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地事業費		1,901,864	5,068,219	6,970,083
	1 用地事業費	1,901,864	5,068,219	6,970,083
歳出合計		1,901,864	5,068,219	6,970,083

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,246,399千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,452,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料		8,306,988	△262,266	8,044,722
	1 住宅使用料	8,306,988	△262,266	8,044,722

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		2,097,993	△471,627	1,626,366
	1 国庫補助金	2,097,993	△471,627	1,626,366
3 財産収入		53,053	△1,865	51,188
	1 財産運用収入	53,053	△1,865	51,188
4 繰入金		1,337,573	△1,019,151	318,422
	1 繰入金	1,337,573	△1,019,151	318,422
5 繰越金		1	387,734	387,735
	1 繰越金	1	387,734	387,735
6 諸収入		27,198	27,776	54,974
	2 雑収入	23,558	27,776	51,334
7 県債		2,876,000	△907,000	1,969,000
	1 県債	2,876,000	△907,000	1,969,000
歳入合計		14,698,806	△2,246,399	12,452,407

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 住宅事業費		10,717,900	△2,180,280	8,537,620
	1 住宅管理費	5,390,476	△498,325	4,892,151
	2 住宅建設費	5,327,424	△1,681,955	3,645,469
2 繰出金		3,490,434	△31,451	3,458,983
	1 繰出金	3,490,434	△31,451	3,458,983
3 公債費		480,472	△34,668	445,804
	1 公債費	480,472	△34,668	445,804
歳出合計		14,698,806	△2,246,399	12,452,407

第2表 継続費補正

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		平成21年度 公営住宅建設費	7,095,025	平成21年度	749,114	6,443,967	平成21年度	749,114
				平成22年度	892,921		平成22年度	892,921
				平成23年度	3,244,953		平成23年度	3,244,953
				平成24年度	1,141,319		平成24年度	1,141,319
				平成25年度	1,066,718		平成25年度	415,660
		平成22年度 公営住宅建設費	6,978,209	平成22年度	382,115	6,416,717	平成22年度	382,115
				平成23年度	1,533,109		平成23年度	1,533,109
				平成24年度	3,153,066		平成24年度	3,153,066
				平成25年度	1,269,874		平成25年度	708,382
				平成26年度	640,045		平成26年度	640,045

1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成 2 3 年 度 公 営 住 宅 建 設 費	5, 559, 328	平成 2 3 年 度	308, 649	5, 150, 007	平成 2 3 年 度	308, 649
				平成 2 4 年 度	2, 179, 134		平成 2 4 年 度	2, 179, 134
				平成 2 5 年 度	1, 951, 210		平成 2 5 年 度	1, 541, 889
				平成 2 6 年 度	1, 120, 335		平成 2 6 年 度	1, 120, 335
		平成 2 4 年 度 公 営 住 宅 建 設 費	3, 711, 347	平成 2 4 年 度	91, 892	3, 655, 404	平成 2 4 年 度	91, 892
				平成 2 5 年 度	446, 507		平成 2 5 年 度	390, 564
				平成 2 6 年 度	1, 974, 111		平成 2 6 年 度	1, 974, 111
				平成 2 7 年 度	1, 198, 837		平成 2 7 年 度	1, 198, 837
		平成 2 5 年 度 公 営 住 宅 建 設 費	1, 120, 392	平成 2 5 年 度	45, 010	1, 119, 928	平成 2 5 年 度	44, 546
				平成 2 6 年 度	78, 517		平成 2 6 年 度	78, 517
				平成 2 7 年 度	488, 024		平成 2 7 年 度	488, 024
				平成 2 8 年 度	508, 841		平成 2 8 年 度	508, 841

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		公営住宅耐震 改修事業費	1,031,153	平成24年度	521,145	1,066,153	平成24年度	521,145
				平成25年度	371,708		平成25年度	371,708
				平成26年度	138,300		平成26年度	166,100
							平成27年度	7,200

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 住 宅 事 業 費	2 住 宅 建 設 費	借上型県営住宅整備事業費	47,656

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,876,000	普通貸借 又証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,969,000			(補正前に同じ。)

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114,329千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ597,391千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		647,671	△136,683	510,988
	1 繰入金	647,671	△136,683	510,988
3 繰越金		1	19,467	19,468
	1 繰越金	1	19,467	19,468
4 諸収入		64,047	2,887	66,934
	1 貸付金元利収入	63,518	1,567	65,085
	3 雑収入	348	1,320	1,668
歳入合計		711,720	△114,329	597,391

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金事業費		711,720	△114,329	597,391
	1 高等学校等奨学金事業費	711,720	△114,329	597,391
歳 出	合 計	711,720	△114,329	597,391

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,695,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,148,593千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		95,318	△24,007	71,311
	1 入 場 料 収 入	95,317	△24,007	71,310
2 投 票 券 発 売 収 入		29,853,940	△3,062,270	26,791,670
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,791,939	△3,062,270	26,729,669
3 財 産 収 入		248,786	△1,908	246,878
	1 財 産 運 用 収 入	248,785	△1,908	246,877

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		2	5,586,852	5,586,854
	1 繰越金	2	5,586,852	5,586,854
5 諸収入		255,150	196,730	451,880
	2 収益事業収入	1	215,384	215,385
	3 雑収入	255,148	△18,654	236,494
歳入合計		30,453,196	2,695,397	33,148,593

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公営競技総務費		210,437	△5,692	204,745
	1 公営競技総務費	210,437	△5,692	204,745
2 公営競技事業費		29,936,976	△3,096,915	26,840,061

	1 公 营 竞 技 事 业 费	29,936,976	△3,096,915	26,840,061
3 繰 出 金		299,783	5,798,004	6,097,787
	1 繰 出 金	299,783	5,798,004	6,097,787
歳 出 合 計		30,453,196	2,695,397	33,148,593

平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
3 主なる建設改良事業	19,530,862 千円	△ 21,037 千円	19,509,825 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 病院事業費用	43,424,666	△ 589,760	42,834,906
第1項 医業費用	42,682,798	△ 589,688	42,093,110
第2項 医業外費用	721,867	△ 72	721,795

（単位 千円）

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,648,450千円」を「4,628,923千円」に、「25,083千円」を「24,914千円」に、「4,533,615千円」を「4,514,257千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資 本 的 収 入	15,911,755	△ 1,510	15,910,245
第1項 企 業 債	14,861,000	△ 112,000	14,749,000
第2項 他 会 計 補 助 金	11,000	7,566	18,566
第5項 国 庫 補 助 金	198,231	104,015	302,246
第7項 受 託 金	198,111	△ 1,091	197,020

科 目	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 資 本 的 支 出	20,560,205	△ 21,037	20,539,168
第1項 建 設 改 良 費	19,530,862	△ 21,037	19,509,825

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病 センター電気設備 改修費	864,540	平成24年度	14,238	557,805	平成24年度	14,238
				平成25年度	14,745		平成25年度	14,745
				平成26年度	543,456		平成26年度	288,995
				平成27年度	292,101		平成27年度	239,827
		循環器・呼吸器病 センターガス発電 設備工事費	591,510	平成25年度	77,506	554,230	平成25年度	77,506
				平成26年度	272,996		平成26年度	269,065
				平成27年度	241,008		平成27年度	207,659
		がんセンター 新病院建設費	25,262,518	平成22年度	848,371	25,250,165	平成22年度	848,371
				平成23年度	3,287,163		平成23年度	3,287,163
				平成24年度	9,008,733		平成24年度	9,008,733
				平成25年度	9,154,318		平成25年度	9,141,965
				平成26年度	2,963,933		平成26年度	2,963,933

		小児医療センター 新病院建設費	31,774,818	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	588,536 5,670,551 25,340,098 158,833 16,800	31,766,134	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	579,852 5,670,551 25,340,098 158,833 16,800
--	--	--------------------	------------	--	---	------------	--	---

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「14,861,000千円」を「14,749,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	20,683,350	△ 610,725	20,072,625

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条中「11,000千円」を「18,566千円」に改める。

平成25年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度埼玉県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	2,081,733	△ 15,589	2,066,144
第1項 営業収益	2,012,687	△ 20,601	1,992,086
第2項 営業外収益	48,093	△ 424	47,669
第3項 特別利益	20,953	5,436	26,389

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	2,034,214	△ 159,622	1,874,592
第1項 営業費用	1,937,923	△ 166,178	1,771,745

第2項 営業外費用	92,290	5,309	97,599
第3項 特別損失	1	1,247	1,248

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「365,687千円」を「323,728千円」に、「20,085千円」を「31,951千円」に、「18,431千円」を「16,706千円」に、「130,000千円」を「110,000千円」に、「54,947千円」を「22,847千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	1,269,555	△ 790	1,268,765
第1項 建設補助金	8,196	△ 296	7,900
第3項 他会計補助金	972	△ 494	478

支 出 (単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	1,635,242	△ 42,749	1,592,493
第1項 建設改良費	803,018	△ 42,749	760,269

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	武蔵水路改築事業	904,684	平成21年度	20,038	904,684	平成21年度	20,038
				平成22年度	40,917		平成22年度	40,917
				平成23年度	85,273		平成23年度	85,273
				平成24年度	210,711		平成24年度	210,711
				平成25年度	139,573		平成25年度	121,653
				平成26年度	171,969		平成26年度	183,983
				平成27年度	236,203		平成27年度	242,109
		柿木浄水場排水処理 施設等更新事業	3,356,224	平成25年度	59,324	3,352,196	平成25年度	55,477
				平成26年度	736,500		平成26年度	646,123
				平成27年度	1,689,380		平成27年度	1,585,688
		平成28年度	871,020		平成28年度	1,064,908		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	300,910	△75,739	225,171

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「3,132千円」を「2,192千円」に改める。

平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(4) 主 なる 建 設 工 事	3,860,678 千円	△ 1,092,045 千円	2,768,633 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	43,457,143	223,197	43,680,340
第1項 営 業 収 益	42,581,555	△ 34,765	42,546,790
第2項 営 業 外 収 益	875,587	△ 22,514	853,073
第3項 特 別 利 益	1	280,476	280,477

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	42,147,927	△ 1,526,987	40,620,940
第1項 営業費用	35,614,826	△ 1,697,104	33,917,722
第2項 営業外費用	6,493,100	94,754	6,587,854
第3項 特別損失	1	75,363	75,364

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「17,558,019千円」を「17,999,383千円」に、「470,602千円」を「425,915千円」に、「過年度分損益勘定留保資金14,927,848千円及び当年度分損益勘定留保資金2,159,569千円」を「減債積立金3,024,933千円及び過年度分損益勘定留保資金14,548,535千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	10,678,560	△ 2,102,026	8,576,534
第1項 建設補助金	1,271,609	△ 182,194	1,089,415

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第2項 企 業 債	5,151,000	△ 1,847,000	3,304,000
第3項 他 会 計 出 資 金	3,343,258	△ 120,000	3,223,258
第4項 他 会 計 補 助 金	222,007	△ 11,075	210,932
第7項 雜 収 入	685	58,243	58,928

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	28,236,579	△ 1,660,662	26,575,917
第1項 建 設 改 良 費	10,391,388	△ 1,749,892	8,641,496
第6項 過 年 度 国 庫 補 助 金 返 還 金		89,230	89,230

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
		水道水源開発 施設整備事業	69,168,492	平成16年度	4,510,469	70,950,289	平成16年度	4,510,469
				平成17年度	5,992,617		平成17年度	5,992,617
				平成18年度	7,513,430		平成18年度	7,513,430
				平成19年度	7,756,811		平成19年度	7,756,811
				平成20年度	6,077,752		平成20年度	6,077,752
				平成21年度	5,557,622		平成21年度	5,557,622
				平成22年度	4,218,824		平成22年度	4,218,824
				平成23年度	3,528,967		平成23年度	3,528,967
				平成24年度	2,672,647		平成24年度	2,672,647
				平成25年度	3,237,359		平成25年度	2,257,072
				平成26年度	4,998,956		平成26年度	3,118,331
				平成27年度	13,103,038		平成27年度	8,673,179
					平成28年度	2,277,387		

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費						平成29年度	2,362,688
							平成30年度	2,381,129
							平成31年度	2,051,364
		滑川第二支線 整備事業	828,169	平成22年度	65,945	722,758	平成22年度	65,945
				平成23年度	252,416		平成23年度	252,416
				平成24年度	224,384		平成24年度	224,384
				平成25年度	285,424		平成25年度	180,013
		久喜新規支線 整備事業	583,686	平成24年度	59,243	579,619	平成24年度	59,243
				平成25年度	98,727		平成25年度	91,303
				平成26年度	272,948		平成26年度	291,675
				平成27年度	152,768		平成27年度	137,398
		中継ポンプ所 拡張整備事業	4,283,800	平成25年度	239,168	4,256,117	平成25年度	240,245
				平成26年度	2,282,802		平成26年度	2,036,535
		平成27年度	1,657,450	平成27年度	1,604,195			

				平成28年度	104,380		平成28年度	375,142
		武蔵水路改築事業	1,884,829	平成21年度	41,747	1,884,829	平成21年度	41,747
				平成22年度	113,096		平成22年度	113,096
				平成23年度	196,140		平成23年度	196,140
				平成24年度	466,043		平成24年度	466,043
				平成25年度	300,052		平成25年度	260,639
				平成26年度	358,267		平成26年度	395,547
				平成27年度	409,484		平成27年度	411,617
		第一次送水管路更新事業（支線）	6,567,216	平成24年度	301,949	6,500,425	平成24年度	301,949
				平成25年度	1,005,982		平成25年度	912,565
				平成26年度	2,097,293		平成26年度	2,082,424
				平成27年度	3,161,992		平成27年度	3,203,487
		荒川横断送水管路更新事業	6,547,262	平成24年度	84,219	6,490,366	平成24年度	84,219
				平成25年度	297,914		平成25年度	291,124
				平成26年度	2,213,421		平成26年度	1,423,193

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成27年度	2,253,111		平成27年度	2,253,111
				平成28年度	1,698,597		平成28年度	2,438,719

(企業債)

第6条 予算第7条に定めた起債の限度額中「5,151,000千円」を「3,304,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,371,179	△637,089	2,734,090

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条中「1,062,307千円」を「1,049,484千円」に改める。

平成25年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度埼玉県地域整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 主 なる 建 設 工 事	4,769,501 千円	△ 648,528 千円	4,120,973 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	7,294,576	1,144,320	8,438,896
第1項 営 業 収 益	7,129,968	1,145,340	8,275,308
第2項 営 業 外 収 益	93,462	△ 1,020	92,442

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	6,288,866	△ 1,367,730	4,921,136
第1項 営業費用	6,265,666	△ 1,367,730	4,897,936

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「2,014,604千円」を「1,362,096千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	3,006,897	△ 370	3,006,527
第2項 他会計補助金	7,306	△ 370	6,936

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	5,021,501	△ 652,878	4,368,623
第1項 建 設 改 良 費	4,769,501	△ 648,528	4,120,973
第2項 建 設 準 備 費	52,000	△ 4,350	47,650

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
		白岡瀬地区産業 団地整備事業	5,644,729	平成22年度	2,742,167	5,007,358	平成22年度	2,742,167
		平成23年度		621,640	平成23年度		621,640	
		平成24年度		1,547,329	平成24年度		1,547,329	
		平成25年度		733,593	平成25年度		96,222	

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	幸手中央地区産業 団地整備事業	16,076,116	平成23年度	5,078,199	15,946,389	平成23年度	5,078,199
				平成24年度	3,658,807		平成24年度	3,658,807
				平成25年度	3,928,225		平成25年度	3,923,299
				平成26年度	1,857,553		平成26年度	1,732,752
				平成27年度	1,553,332		平成27年度	1,553,332
		杉戸屏風深輪地区 産業団地整備事業	6,779,874	平成24年度	117,557	6,747,702	平成24年度	117,557
				平成25年度	107,683		平成25年度	101,452
				平成26年度	2,637,832		平成26年度	2,611,891
				平成27年度	1,103,132		平成27年度	1,103,132
				平成28年度	2,813,670		平成28年度	2,813,670

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	479,687	△120,509	359,178

(他会計からの補助金)

第7条 予算第7条中「14,461千円」を「13,071千円」に改める。

平成25年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(2) 年間総処理水量	671,798,560 m ³	△16,897,310 m ³	654,901,250 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,840,544 m ³	△46,294 m ³	1,794,250 m ³
(4) 主なる建設工事	21,800,896 千円	△3,434,686 千円	18,366,210 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業収益	33,766,551	△685,831	33,080,720

第1項 営業収益	30,836,336	△780,431	30,055,905
第2項 営業外収益	2,930,214	△145,357	2,784,857
第3項 特別利益	1	239,957	239,958

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	33,671,394	2,666,896	36,338,290
第1項 営業費用	30,461,683	△573,726	29,887,957
第2項 営業外費用	3,148,710	△145,358	3,003,352
第3項 特別損失	1	3,385,980	3,385,981

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「4,881,793千円」を「4,792,185千円」に、「45,104千円」を「39,522千円」に、「4,484,547千円」を「4,400,521千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	24,185,258	△3,423,286	20,761,972
第1項 建設補助金	13,571,232	△2,081,077	11,490,155
第2項 建設負担金	4,517,117	△714,844	3,802,273
第3項 企業債	5,179,000	△720,000	4,459,000
第5項 他会計補助金	168,266	3,027	171,293
第7項 雑収入	106	89,608	89,714

支 出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	29,067,051	△3,512,894	25,554,157
第1項 建設改良費	22,829,582	△3,512,894	19,316,688

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額中「5,179,000千円」を「4,459,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	1,135,407	△37,654	1,097,753

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「7,096,537千円」を「6,842,056千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第五百五十号

埼玉県議会平成二十六年二月定例会において議決された平成二十六年年度埼玉県一般会計予算並びに平成二十六年年度の埼玉県の特別会計予算、公営企業会計予算及び平成二十六年年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計予算

平成26年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,729,886,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	661,200,000
	1 県 民 税	324,438,000
	2 事 業 税	102,997,000
	3 地 方 消 費 税	71,286,000
	4 不 動 産 取 得 税	15,331,000
	5 県 た ば こ 税	8,166,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,322,000
	7 自 動 車 取 得 税	4,920,997
	8 軽 油 引 取 税	45,807,000
	9 自 動 車 税	85,901,000
	10 鉱 区 税	4,643
	11 狩 猟 税	26,354
	12 旧 法 に よ る 税	6
2 地 方 消 費 税 清 算 金		138,627,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	138,627,000

3 地 方 譲 与 税		110,261,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	106,245,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,778,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	237,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,776,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,776,000
5 地 方 交 付 税		179,400,000
	1 地 方 交 付 税	179,400,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,884,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,884,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,890,964
	1 分 担 金	139,051
	2 負 担 金	2,751,913
8 使 用 料 及 び 手 数 料		20,431,317
	1 使 用 料	9,472,809
	2 手 数 料	10,958,508

款	項	金額
9 国庫支出金		163,384,869
	1 国庫負担金	108,266,961
	2 国庫補助金	51,461,206
	3 委託金	3,656,702
10 財産収入		11,095,939
	1 財産運用収入	7,114,795
	2 財産売却収入	3,981,144
11 寄附金		119,510
	1 寄附金	119,510
12 繰入金		87,154,442
	1 特別会計繰入金	3,560,923
	2 基金繰入金	83,593,519
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		38,090,959
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,208,237

	2 預 金 利 子	63,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,922,046
	4 受 託 事 業 収 入	5,740,087
	5 収 益 事 業 収 入	14,715,917
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	45,000
	7 雑 入	9,396,672
15 県 債		311,070,000
	1 県 債	311,070,000
歳 入 合 計		1,729,886,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,087,060
	1 議 会 費	3,087,060
2 総 務 費		88,262,310
	1 総 務 管 理 費	22,035,957
	2 企 画 費	9,373,867
	3 県 民 費	7,398,569
	4 環 境 費	10,913,944
	5 徴 税 費	26,070,045
	6 市 町 村 振 興 費	5,318,269
	7 選 挙 費	645,277
	8 防 災 費	4,663,086
	9 統 計 調 査 費	1,248,186
	10 人 事 委 員 会 費	280,797
11 監 査 委 員 費	314,313	
3 民 生 費		321,377,235
	1 社 会 福 祉 費	228,491,591

	2 児 童 福 祉 費	79,763,611
	3 生 活 保 護 費	12,344,464
	4 災 害 救 助 費	777,569
4 衛 生 費		52,008,432
	1 公 衆 衛 生 費	27,209,476
	2 環 境 衛 生 費	1,307,229
	3 保 健 所 費	3,975,787
	4 医 薬 費	9,995,278
	5 公 営 企 業 支 出 金	9,520,662
5 労 働 費		7,699,503
	1 労 政 費	3,859,919
	2 職 業 訓 練 費	3,678,441
	3 労 働 委 員 会 費	161,143
6 農 林 水 産 業 費		24,762,654
	1 農 業 費	10,537,439
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	326,289
	3 畜 産 業 費	1,189,000

款	項	金額
	4 林業費	5,086,870
	5 農地費	7,623,056
7 商工費		21,807,011
	1 商工業費	21,698,796
	2 観光費	108,215
8 土木費		108,630,689
	1 土木管理費	11,225,703
	2 道路橋りょう費	50,575,431
	3 河川費	28,341,570
	4 都市計画費	16,454,636
	5 住宅費	2,033,349
9 警察費		139,089,371
	1 警察管理費	128,469,440
	2 警察活動費	10,619,931
10 教育費		522,271,641
	1 教育総務費	70,236,402

	2 小 学 校 费	161,671,974
	3 中 学 校 费	99,081,541
	4 高 等 学 校 费	94,648,153
	5 特 别 支 援 学 校 费	38,379,894
	6 大 学 费	2,148,596
	7 私 立 学 校 费	49,958,490
	8 社 会 教 育 费	4,414,523
	9 保 健 体 育 费	1,732,068
11 灾 害 复 旧 费		40,172
	1 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	28,752
	2 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	11,420
12 公 债 费		268,485,801
	1 公 债 费	268,485,801
13 诸 支 出 金		171,864,121
	1 公 营 企 业 支 出 金	15,684,121
	2 地 方 消 费 税 清 算 金	66,182,000
	3 利 子 割 交 付 金	2,000,000

款	項	金 額
	4 配 当 割 交 付 金	4,055,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,518,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	70,937,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,675,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,600,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,201,000
	10 利 子 割 精 算 金	12,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,729,886,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	4 環境費	環境整備センター埋立事業費（浸出水処理施設増設工事）	903,744	平成26年度	696,860
				平成27年度	206,884
6 農林水産業費	1 農業費	農林総合研究センター施設整備事業費	567,435	平成26年度	140,060
				平成27年度	427,375
9 警察費	1 警察管理費	大宮警察署等庁舎建設費	6,050,421	平成26年度	466,787
				平成27年度	2,254,916
				平成28年度	3,328,718
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（平成26年度着工分）	708,334	平成26年度	141,669
				平成27年度	566,665
	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成26年度着工分）	1,031,859	平成26年度	398,595
				平成27年度	633,264
	8 社会教育費	県立社会教育施設耐震改修費（平成26年度着工分）	221,349	平成26年度	55,513
				平成27年度	165,836

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成26年度発行分）	平成26年度から 平成36年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成41年度まで	31,670
私立学校振興資金融資損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
第二庁舎設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	平成26年度から 平成33年度まで	479,772
環境創造資金利子補給（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成36年度まで	33,600

<p>青空再生低公害車導入資金損失補償（平成19年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで</p>	<p>県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成26年度融資分）</p>	<p>平成27年度から平成46年度まで</p>	<p>253,066</p>
<p>特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成26年度融資分）</p>	<p>平成26年度以降</p>	<p>回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額</p>
<p>小規模事業資金損失補償（平成14年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から 平成44年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額
起業家育成資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から 平成44年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額

<p>経営安定資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成41年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>
------------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成44年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成41年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から</p>

		<p>中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（平成26年度保証分）</p>	<p>平成26年度から 平成44年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から平成41年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から平成41年度まで	2,466,328
中小企業組合エネルギー対策融資利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から平成36年度まで	200,000
勤労者支援資金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度から平成32年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金の元金に相当する額の100分の50の額

離職者等委託訓練事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	1,033,271
農地利用集積事業資金損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度から 平成37年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成47年度まで	167,928
農業災害復旧経営資金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成33年度まで	3,948
農業災害復旧経営資金損失補償（平成26年度融資分）	平成26年度から 平成33年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
卸売市場施設整備資金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成33年度まで	1,269
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成26年度借入分）	平成26年度から 平成77年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成26年度取得分）	平成27年度から 平成36年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成26年度借入分）	平成26年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

<p>埼玉県道路公社借入金債務保証（平成26年度借入分）</p>	<p>平成26年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>社会資本整備総合交付金（改築）事業</p>	<p>平成27年度</p>	<p>940,000</p>
<p>警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成26年度建設分）</p>	<p>平成27年度から平成50年度まで</p>	<p>397,693</p>
<p>学力・学習状況調査実施事業（平成26年度契約分）</p>	<p>平成27年度</p>	<p>150,521</p>

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	41,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	1,200,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	2,727,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社出資金	2,792,000	同上	同上	同上
埼玉高速鉄道株式会社貸付金	2,807,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	59,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	528,000	同上	同上	同上

身近な緑公有地化事業	54,000	同	上	同	上	同	上
石綿健康被害救済基金拠出金	34,000	同	上	同	上	同	上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	739,000	同	上	同	上	同	上
防災学習センター施設整備事業	37,000	同	上	同	上	同	上
防災ヘリコプター消防無線高度化 推進事業	105,000	同	上	同	上	同	上
防災行政無線高度化推進事業	1,449,000	同	上	同	上	同	上
消防学校施設整備事業	78,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (救急救命士養成所) 負担金	148,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	13,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費(発達障害 支援総合推進センター(仮称))負担金	145,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,063,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
老人福祉施設整備事業	7,940,000	同上	同上	同上
総合リハビリテーションセンター設備整備事業	114,000	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業	329,000	同上	同上	同上
保健所等低公害車整備事業	17,000	同上	同上	同上
県民健康福祉村改修事業	132,000	同上	同上	同上
小児医療センター新病院建設費 (総合医局機構)負担金	226,000	同上	同上	同上

農林振興センター等低公害車整備事業	7,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校移転整備事業	1,464,000	同	上	同	上	同	上
鶴ヶ島試験地移転整備事業	449,000	同	上	同	上	同	上
農林総合研究センター施設整備事業	554,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	86,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	22,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	106,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	248,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	155,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	115,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地すべり防止事業	50,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独農業基盤整備事業	1,022,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	679,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	84,000	同上	同上	同上
西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	2,329,000	同上	同上	同上
県単独道路建設事業	13,810,000	同上	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	148,000	同上	同上	同上

道路事業	5,751,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	5,515,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	3,312,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	320,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	697,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	500,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	24,501,000	同	上	同	上	同	上
都市環境整備事業	80,000	同	上	同	上	同	上
県単独街路事業	1,407,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	1,998,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	1,634,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
公園事業	536,000	同上	同上	同上
警察職員退職手当	1,300,000	同上	同上	同上
警察署等低公害車整備事業	24,000	同上	同上	同上
警察署庁舎建設事業	1,469,000	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	835,000	同上	同上	同上
教職員退職手当	7,500,000	同上	同上	同上

県立高等学校建設事業	5,175,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	630,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	838,000	同	上	同	上	同	上
小児医療センター新病院建設費 (特別支援学校)負担金	360,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	255,000	同	上	同	上	同	上
私立学校耐震改修事業	711,000	同	上	同	上	同	上
水道用水供給事業出資金	2,417,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	199,200,000	同	上	同	上	同	上

平成26年度埼玉県公債費特別会計予算

平成26年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ508,695,185千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		285,708,185
	1 一 般 会 計 繰 入 金	191,886,082
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,819,103
	3 基 金 繰 入 金	92,003,000

2 県	債		222,987,000	
		1 県	債	222,987,000
歳	入	合	計	508,695,185

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 公	債	費	508,695,185	
	1 公	債	費	508,695,185
歳	出	合	計	508,695,185

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成11年度、平成16年度 及び平成21年度発行 県債償還金	221,787,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
流域下水道事業会計 平成16年度発行県債償還金	1,200,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上

平成26年度埼玉県証紙特別会計予算

平成26年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,009,977千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,009,976
	1 証 紙 収 入	15,009,976
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,009,977

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,001,977
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,001,977
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	15,009,977

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成26年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,635,633千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		52,757
	1 財 産 運 用 収 入	52,757
2 繰 入 金		7,300,000
	1 基 金 繰 入 金	7,300,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,282,875

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,282,875
歳 入	合 計	13,635,633

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,635,633
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,635,633
歳 出	合 計	13,635,633

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成26年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,832千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		177,520
	1 国 庫 負 担 金	177,520
2 財 産 収 入		18,786
	1 財 産 運 用 収 入	18,786
3 繰 入 金		177,524
	1 基 金 繰 入 金	177,524
4 繰 越 金		1

款	項	金 額
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入	合 計	373,832

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 災 害 救 助 事 業 費		373,832
	1 救 助 費	355,045
	2 基 金 積 立 金	18,787
歳 出	合 計	373,832

平成26年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,160,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		236,927
	1 繰 入 金	236,927
2 繰 越 金		142,662
	1 繰 越 金	142,662

款	項	金 額
3 諸 収 入		366,976
	1 貸 付 金 元 利 収 入	363,332
	2 預 金 利 子	119
	3 雑 入	3,525
4 県 債		414,076
	1 県 債	414,076
歳 入	合 計	1,160,641

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付費		1,160,641
	1 母子寡婦福祉資金貸付費	1,160,641
歳 出	合 計	1,160,641

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	414,076	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利率	「母子及び寡婦福祉法」の定めるところによる。

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成26年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,486千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,998
	1 繰 入 金	6,998
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		474,488
	1 預 金 利 子	71
	2 貸 付 金 元 利 収 入	474,412
	3 雑 入	5
歳 入 合 計		583,486

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金		581,486
	1 資 金 貸 付 費	581,486
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		583,486

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成26年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		66,494
	1 繰入金	5,017
	2 繰越金	1
	3 諸収入	51,504

	4 県	債	9,972	
2 就農支援資金業務勘定収入			804	
	1 繰	入金	764	
	2 繰	越金	38	
	3 諸	収入	2	
3 農業改良資金貸付勘定収入			10,907	
	1 繰	越金	10,907	
4 農業改良資金業務勘定収入			2,155	
	1 繰	入金	1,901	
	2 繰	越金	248	
	3 諸	収入	6	
歳	入	合	計	80,360

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		66,494
	1 就農支援資金貸付費	66,494
2 就農支援資金業務勘定		804
	1 管理指導事務費	794
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		10,907
	1 農業改良資金貸付費	10,907
4 農業改良資金業務勘定		2,155
	1 管理指導事務費	1,955
	2 予備費	200
歳 出 合 計		80,360

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	9,972	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。	無利子	「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」の定めるところによる。

平成26年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成26年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39,060千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		38,800
	1 繰入金	120
	2 繰越金	20,611
	3 諸収入	18,069
2 業務勘定収入		260
	1 繰越金	140
	2 諸収入	120
歳 入	合 計	39,060

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		38,800
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	38,800
2 業 務 勘 定		260
	1 管 理 指 導 事 務 費	240
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		39,060

平成26年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成26年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52,878千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,079
	1 財 産 運 用 収 入	1,079
2 繰 入 金		19,275
	1 繰 入 金	19,275
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		32,523

	1 貸付金元利収入	32,522
	2 雑入	1
歳入	合計	52,878

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		51,878
	1 本多静六博士育英事業費	51,878
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	52,878

平成26年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成26年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,601,241千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		601,239
	1 財 産 運 用 収 入	86,904
	2 財 産 売 払 収 入	514,335
2 繰 入 金		1,000,000
	1 繰 入 金	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,601,241

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,601,241
	1 用地事業費	1,601,241
歳出	合計	1,601,241

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成26年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,377,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,250,959
	1 住 宅 使 用 料	8,250,959

2 国 庫 支 出 金		2,158,114
	1 国 庫 補 助 金	2,158,114
3 財 産 収 入		403,301
	1 財 産 運 用 収 入	47,261
	2 財 産 売 払 収 入	356,040
4 繰 入 金		1,220,235
	1 繰 入 金	1,220,235
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		28,856
	1 敷 金 運 用 収 入	2,900
	2 雑 収 入	25,956
7 県 債		2,316,000
	1 県 債	2,316,000
歳 入	合 計	14,377,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,318,549
	1 住 宅 管 理 費	5,671,716
	2 住 宅 建 設 費	4,646,833
2 繰 出 金		3,377,171
	1 繰 出 金	3,377,171
3 公 債 費		671,746
	1 公 債 費	671,746
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,377,466

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成26年度公営住宅建設費	2,846,713	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	152,162 668,507 1,832,482 193,562
		公営住宅解体事業費	749,953	平成26年度 平成27年度	136,598 613,355

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,316,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成26年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		558,231
	1 繰 入 金	558,231

款	項	金 額
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		61,403
	1 貸 付 金 元 利 収 入	60,893
	2 預 金 利 子	158
	3 雑 入	352
歳 入	合 計	619,636

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		619,636
	1 高等学校等奨学金事業費	619,636
歳 出	合 計	619,636

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成26年度保証分）	平成26年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成26年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,623,833千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		70,175
	1 入 場 料 収 入	70,174
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		27,066,419
	1 投 票 券 発 売 収 入	27,004,418
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,001
3 財 産 収 入		246,057

	1 財 産 運 用 収 入	246,056
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		241,180
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	241,178
歳 入 合 計		27,623,833

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		209,388
	1 公 営 競 技 総 務 費	209,388
2 公 営 競 技 事 業 費		27,192,528
	1 公 営 競 技 事 業 費	27,192,528
3 繰 出 金		215,917
	1 繰 出 金	215,917
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		27,623,833

平成26年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	319床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	300床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	94,826 人	79,055 人
が ん セ ン タ ー	152,850	232,458
小 児 医 療 セ ン タ ー	95,617	152,866
精 神 医 療 セ ン タ ー	55,991	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	260 人	324 人
が ん セ ン タ ー	419	953
小 児 医 療 セ ン タ ー	262	627
精 神 医 療 セ ン タ ー	153	126

3 主なる建設改良事業

12,340,157 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

49,679,116 千円

第1項 医業収益

38,810,042 千円

第2項 医業外収益

10,631,939 千円

第3項 特別利益

237,135 千円

支 出

第1款	病院事業費用	52,641,451 千円
第1項	医業費用	47,402,470 千円
第2項	医業外費用	1,013,498 千円
第3項	特別損失	4,205,483 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,496,720千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,778千円、減債積立金678,983千円及び過年度分損益勘定留保資金3,809,959千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	9,898,683 千円
第1項	企業債	7,962,000 千円
第2項	他会計負担金	1,199,272 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	国庫補助金	23,000 千円
第5項	寄附金	1 千円
第6項	受託金	714,409 千円

支 出

第1款 資本的支出	14,395,403 千円
第1項 建設改良費	12,340,157 千円
第2項 企業債償還金	2,055,246 千円
(継続費)	

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	循環器・呼吸器病センター 新館（仮称）等整備費	8,566,937	平成 26 年度	912,552
				平成 27 年度	6,024,847
				平成 28 年度	1,235,891
				平成 29 年度	393,647

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
精神医療センター医療情報システム開発	平成 2 7 年 度	303,695

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 7,962,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、9,700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	22,736,549 千円
(2) 交 際 費	1,200 千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,618,351千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	器械備品
名 称	血管X線撮影装置
数 量	一 式

種 類	器械備品
名 称	次世代遺伝子解析装置
数 量	一 式

平成26年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	156 社
(2) 年間総給水量	71,472,000 m ³
(3) 一日平均給水量	195,816 m ³
(4) 主なる建設工事	231,399 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,166,848 千円
第1項 営業収益		1,887,021 千円
第2項 営業外収益		279,826 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		1,915,878 千円

第1項	営業費用	1,784,427 千円
第2項	営業外費用	107,984 千円
第3項	特別損失	19,467 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,118,504千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,473千円、建設改良積立金170,000千円、減債積立金139,734千円及び過年度分損益勘定留保資金775,297千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,459,390 千円
第1項	建設補助金		150,500 千円
第2項	長期貸付金償還金		1,308,000 千円
第3項	他会計補助金		888 千円
第4項	固定資産売却代金		1 千円
第5項	雑収入		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		2,577,894 千円
第1項	建設改良費		1,248,160 千円

第2項	投資有価証券	500,000 千円
第3項	長期貸付金	690,000 千円
第4項	企業債償還金	139,734 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	自家用発電設備整備事業	655,013	平成26年度	231,399
				平成27年度	211,807
				平成28年度	211,807
		利根導水路大規模地震対策事業	107,495	平成26年度	2,001
				平成27年度	8,720
				平成28年度	22,167
				平成29年度	22,222
				平成30年度	26,736
				平成31年度	14,112
				平成32年度	8,032
平成33年度	3,505				

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
柿木浄水場管理運営包括委託	平成27年度から 平成31年度まで	2,822,358
水道施設管理システム整備事業	平成27年度から 平成28年度まで	17,595

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 328,197 千円 |
| (2) 交際費 | 41 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,288千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,850千円と定める。

平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	646,682,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,771,732 m ³
(4) 主 なる 建 設 工 事	7,102,596 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			49,183,930 千円
第1項 営 業 収 益			43,494,055 千円
第2項 営 業 外 収 益			5,689,874 千円
第3項 特 別 利 益			1 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			46,409,238 千円

第1項	営業費用	39,896,316 千円
第2項	営業外費用	6,272,807 千円
第3項	特別損失	200,115 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,070,368千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,164,039千円及び過年度分損益勘定留保資金16,906,329千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		17,840,842 千円
第1項	建設補助金		2,140,464 千円
第2項	企業債		10,043,000 千円
第3項	他会計出資金		4,750,361 千円
第4項	他会計補助金		216,331 千円
第5項	他会計からの長期借入金		690,000 千円
第6項	固定資産売却代金		1 千円
第7項	雑収入		685 千円
		支	出
第1款	資本的支出		35,911,210 千円
第1項	建設改良費		18,622,435 千円

第2項	企業債償還金	11,525,443 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	1,308,000 千円
第4項	機構負担年賦金	4,415,332 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	自家用発電設備整備事業	5,534,308	平成26年度	1,656,055
				平成27年度	2,140,355
				平成28年度	1,165,288
				平成29年度	572,610
		水道施設耐震化事業	35,590,410	平成26年度	1,398,588
				平成27年度	8,708,662
				平成28年度	6,595,000
				平成29年度	4,072,080
				平成30年度	4,976,160
				平成31年度	3,584,930

				平成 32 年度	1,667,840
				平成 33 年度	2,277,000
				平成 34 年度	2,310,150
		利根導水路大規模地震対策事業	1,493,910	平成 26 年度	33,359
				平成 27 年度	150,878
				平成 28 年度	407,498
				平成 29 年度	368,069
				平成 30 年度	262,011
				平成 31 年度	132,143
				平成 32 年度	97,423
				平成 33 年度	42,529

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場西部系制水弁設置工事	平成27年度	201,465
庄和浄水場次亜塩素注入棟整備工事	平成27年度	19,771
庄和浄水場需要家テレメータ設備更新工事	平成27年度	335,924
行田浄水場荒木取水ポンプ所沈砂池機械設備更新工事	平成27年度	330,569
行田浄水場2系沈でん・ろ過池電気設備更新工事	平成27年度	286,061

新三郷浄水場1系沈でん池機械設備更新工事	平成27年度から 平成28年度まで	1,646,892
水道施設管理システム整備事業	平成27年度から 平成28年度まで	185,342

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 10,043,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,550,788 千円
(2) 交 際 費	536 千円
(他会計からの補助金)	

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、985,768千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、406,557千円と定める。

平成26年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主なる建設工事

5,451,812 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,452,236 千円
第1項 営業収益		1,274,629 千円
第2項 営業外収益		106,461 千円
第3項 特別利益		71,146 千円
	支	出
第1款 事業費		697,427 千円
第1項 営業費用		635,023 千円
第2項 営業外費用		17,947 千円
第3項 特別損失		24,457 千円
第4項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,263,165千円は、過年度分損益勘定留保資金8,263,165千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,048,927 千円
第1項 長期貸付金償還金		2,043,001 千円
第2項 他会計補助金		5,925 千円
第3項 雑収入		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		10,312,092 千円
第1項 建設改良費		5,451,812 千円
第2項 建設準備費		160,280 千円
第3項 長期性預金		1,000,000 千円
第4項 投資有価証券		3,500,000 千円
第5項 予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	460,265 千円
(2) 交際費	298 千円
(他会計からの補助金)	

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,397千円である。

平成26年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 47 市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 679,793,885 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 1,862,449 m ³ |
| (4) 主なる建設工事 | 18,016,350 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		49,836,261 千円
第1項	営業収益		29,493,537 千円
第2項	営業外収益		20,342,723 千円
第3項	特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	50,690,208 千円
第1項	営 業 費 用	48,279,387 千円
第2項	営 業 外 費 用	2,278,761 千円
第3項	特 別 損 失	71,060 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,890,154千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,401千円、過年度分損益勘定留保資金520,853千円、当年度分損益勘定留保資金4,343,900千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	20,511,663 千円
第1項	建 設 補 助 金	10,859,422 千円
第2項	建 設 負 担 金	4,046,118 千円
第3項	企 業 債	4,663,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	773,753 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	169,258 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	111 千円

支 出

第1款 資本的支出	25,401,817 千円
第1項 建設改良費	19,161,256 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	6,240,561 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	2,736,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	312,200
荒川右岸流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	2,996,000
中川流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	488,000
古利根川流域下水道事業 (平成26年度契約分)	平成27年度から 平成28年度まで	735,000

荒川上流流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	8,000
市野川流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	8,000
利根川右岸流域下水道事業（平成26年度契約分）	平成27年度から 平成28年度まで	153,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 4,663,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,204,976 千円
-----------	--------------

(2) 交際費	300 千円
---------	--------

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,041,052千円である。

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,402,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,740,288,017千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		179,400,000	1,906,400	181,306,400
	1 地方交付税	179,400,000	1,906,400	181,306,400
9 国庫支出金		163,384,869	7,017,188	170,402,057
	2 国庫補助金	51,461,206	7,017,188	58,478,394
12 繰入金		87,154,442	1,265,429	88,419,871
	2 基金繰入金	83,593,519	1,265,429	84,858,948
15 県債		311,070,000	213,000	311,283,000
	1 県債	311,070,000	213,000	311,283,000
歳入合計		1,729,886,000	10,402,017	1,740,288,017

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		24,762,654	9,762,117	34,524,771
	1 農 業 費	10,537,439	9,762,117	20,299,556
11 災 害 復 旧 費		40,172	639,900	680,072
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,420	639,900	651,320
歳 出	合 計	1,729,886,000	10,402,017	1,740,288,017

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成26年発生都市施設災害復旧事業	平成27年度	959,900

変 更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
農業災害復旧経営資金利子補助（平成26年度融資分）	平成27年度から 平成33年度まで	3,948	平成27年度から 平成33年度まで	70,053

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都 市 施 設 災 害 復 旧 事 業	213,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

告 示

埼玉県告示第五百五十一号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一第一項の規定により総務大臣が指定情報処理機関として指定した財団法人地方自治情報センターについて、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第五条第三項の規定により届出があつたものとみなして適用される住民基本台帳法第三十条の十四第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定情報処理機関の名称及び主たる事務所の所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町二十五番地

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第三十四条第一項の規定により総務大臣が指定認証機関として指定した財団法人自治体衛星通信機構について、地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第七条第二項の規定により届出があつたものとみなして適用される公的個人認証法第三十八条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町二十五番地

二 変更年月日

平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

クラウド型統合サーバーシステム機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年12月1日(月)から平成31年11月30日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」又は「電子計算に関する業務」のいずれかでA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 新井 電話048-830-2284(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年 5 月22日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年 5 月21日（水）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年 5 月22日（木）午前11時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成26年 5 月22日（木）午前11時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月12日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年4月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of cloud servers for system servers integration.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: by 5:00 p.m., May 21, 2014

By the electronic bidding system or in person: by 11:00 a.m.,
May 22, 2014

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Planning and Finance Department,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone. 048-830-2284

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人モモイロタンポポ
- 三 代表者の氏名
奥野 美雪
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松五丁目六番十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

北本市から北本都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第五百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
<p>埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十七号から第三十九号まで、第五十七号、第六十三号から第七十号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十四号、第八十六号、第八十七号、第九十九号、第一百号、第二百二十五号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十五号、第四百六十七号、及び第四百六十八号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取り扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料</p>	<p>埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明</p>	<p>平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで</p>

告示

埼玉県告示第五百五十七号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十六年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市新井二丁目六十一番地の十一	平成二十九年三月十九日

告示

埼玉県告示第五百五十八号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上田清司

診療所		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	平成二十六年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・一一号 産業道路

三 事業施行期間

平成二十六年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市南区太田窪二丁目、緑区太田窪一丁目、緑区原山二丁目、

緑区太田窪三丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第五百六十号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

十八年埼玉県告示第八百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「年三・〇パーセント」を「年二・九パーセント」に改める。

様式第六号中「第3.0パーセント」を「第2.9パーセント」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百六十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

現場写真作成装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年7月1日(火)から平成31年6月30日(日)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月20日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月19日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年5月20日（火）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年5月20日（火）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月12日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成26年4月21日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of incident scene photo making equipment
- (2) Time limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. May 20, 2014 By mail; 5:00 p.m. May 19, 2014 In person; 10:30 a.m. May 20, 2014
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext. 2243

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十六年四月一日

埼玉県熊谷県税事務所長 中山昌克

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
亀山 繁	埼玉県本庄市若泉三丁目十一番五号	平成二十六年一月三十一日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

熊谷小川秩父線	路線名
比企郡嵐山町大字越畑字幡巻二〇一六 番四地先から同郡小川町大字奈良梨字 関田四七番一地先まで	供用開始の区間
平成二十六年四月一日	供用開始の期日
延長一六八・一〇メートル。	備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

<p>東松山鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡吉見町大字西吉見二四番地先から同郡同町大字西吉見一三六番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年四月一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三七・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
越谷市弥生町八八九番地先から 同市弥生町七九二番一地先まで	越谷市弥生町八八九番地先から 同市弥生町七九二番一地先まで	区 間
一〇・五 ） 三三・五	八・九〇 ） 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二五・〇〇	一〇五・〇〇	延 長 (メートル)
越谷駅東口第一種市街地再 開発事業 旧道の一部は、平成二十六年 四月一日付で越谷市道に 移管する。		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>越谷市弥生町八八九番地先から 同市弥生町五〇五番一地先まで</p>	<p>越谷市弥生町五〇五番一地先から 同市弥生町五〇五番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一六・〇〇〇 一四・〇〇〇</p>	<p>六・五〇〇 一六・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八五・五〇</p>	<p>一六二・五〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>越谷駅東口第一種市街地再 開発事業 旧道の一部は、平成二十六年 四月一日付で越谷市道に 移管する。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月二十六日

指令川建セ第二五〇〇七五一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十六日

川建セ第二五〇一四四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字又五良五百三十八番七、四千百二十八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県和光市白子三丁目二十五番五十六号 プルメリア A 一〇二

内田 淳

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月二十六日

指令川建セ第二五 六一二号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十七日

川建セ第二五 一六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字中爪字カサ一一二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字中爪一一二番地一

細井 義信

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月二十四日

指令川建セ第二五 八六一号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十七日

川建セ第二五 一六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字式拾八耕地一六四一番地四六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見一六四一番地四六

平澤 修康

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十一月十二日

指令川建セ第二五〇一〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十六年三月二十六日

川建セ第二五〇一六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四十五番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市砂田町十二―二 レオパレス砂田一〇一号

村田 聡

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年四月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

指定番号	第六号	
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号	
指定の年月日	平成二十六年 二月二十五日	
指定に係る道路の位置	指定に係る道路の位置	
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	
五五・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十一番二十から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百六十四番一まで	六・〇〇
百五十二・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十一番十四から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百四十九番一まで	八・〇〇
八・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百四十九番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百四十九番一まで	四・〇〇 九・五〇
一百三十二・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百八十二番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百七十五番四まで	六・〇〇
二百五十・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十六番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百七十五番四まで	八・〇〇 十三・三
百五十三・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十六番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百四十九番一まで	十六・〇〇 十八・六
四十二・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十六番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十六番一まで	十九・〇
七十六・〇	埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百三十六番一から 埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目百六十四番六まで	四十五・〇

告 示

埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十六年四月一日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

- 1 購入等件名及び数量
応急給水装置 300セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局財務課契約担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ワタコン 埼玉県川口市上青木6丁目1番21号
- 5 契約金額
140,184,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

告 示

埼玉県警察本部告示第29号

平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査 類及び平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類を次のとおり実施する。

平成26年4月1日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性	200人
女性	25人

(2) 平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性	20人
女性	10人

(3) 平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類

男性	70人
女性	10人

(4) 平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査 類

中国語	1人
-----	----

(5) 平成26年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類

柔道	2人
剣道	1人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
類 国 際 捜 査 類 武 道 ・ 体 育 指 導 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和59年4月2日以降に生まれた者
類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成27年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
類	類及び類に該当しない者	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

イ その他

国 際 捜 査 類	語学力（受験言語）が堪能な者
武 道 ・ 体 育 指 導 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験（国際捜査類を除く。）、専門試験（国際捜査類のみ。）及び論文（作

文) 試験

(注) 申込時に柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を行い、第1次試験で加点を行う。ただし、国際捜査 類及び武道・体育指導 類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験 (国際捜査 類のみ。)

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第 一 次 試 験	5月11日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 文教大学 (越谷市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	6月3日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに発表の日から7日目の
第 二 次 試 験	6月7日(土)から6月9日(月)までのいずれか1日及び7月17日(木)から7月29日(火)までのいずれか1日(7月19日(土)から7月21日(月)まで、7月26日(土)及び7月27日(日)を除く。)に、埼玉県警察学校で行う。		8月21日(木) 午前10時	午前10時までの間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給
国際捜査 類	約221,800円
武道・体育指導 類	
類	約211,000円
類	約191,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成26年10月1日（水）以降の予定である。ただし、 類の大学卒業見込者、 類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査 類及び武道・体育指導 類は、平成27年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成26年2月28日（金）から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

平成26年4月1日（火）午前8時30分から4月11日（金）午後5時までの間

イ 持参受付及び郵送受付

平成26年4月1日（火）から4月14日（月）までの間

（郵送による場合は期間内消印有効）

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル (0120-373514)

告 示

埼玉県警察本部告示第30号

平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類、平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類及び平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類を次のとおり実施する。

平成26年4月1日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

1 試験の名称及び採用予定人員

- | | | |
|--------------------------------------|----|------|
| (1) 平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類 | 男性 | 82人 |
| | 女性 | 15人 |
| (2) 平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類 | 男性 | 10人 |
| | 女性 | 5人 |
| (3) 平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験 類 | 男性 | 100人 |
| | 女性 | 15人 |
| (4) 平成26年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導 類 | 柔道 | 1人 |
| | 剣道 | 2人 |

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
類 武道・体育指導 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和59年4月2日以降に生まれた者
類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成27年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
類	類及び類に該当しない者	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 類	柔道又は剣道の卓越した技術を有する、段位が四段以上（大学卒業見込みの者に限り三段を含む。）の者
-----------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

（注）申込時に柔道又は剣道の段位を有している者を対象として、申請に基づき審査を

行い、第1次試験で加点を行う。ただし、武道・体育指導 類を除く。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第1次試験	9月21日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	10月14日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板及び埼玉県警察ホームページに
第2次試験	10月18日(土)又は10月19日(日)のいずれか1日及び11月20日(木)から11月28日(金)までのいずれか1日(11月22日(土)から11月24日(月)までを除く。)	に、埼玉県警察学校で行う。	12月19日(金) 午前10時	発表の日から7日目の午前10時までの間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
類 武道・体育指導 類	約221,800円
類	約211,000円
類	約191,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・

勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成27年2月1日（日）以降の予定である。ただし、 類の大学卒業見込者、 類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、 類の高校卒業見込者、武道・体育指導 類及び全ての試験区分における女性は、平成27年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成26年2月28日（金）から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア インターネット受付

平成26年8月7日（木）午前8時30分から8月26日（火）午後5時までの間

イ 持参受付及び郵送受付

平成26年8月7日（木）から8月27日（水）までの間

（郵送による場合は期間内消印有効）

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第31号

平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）及び平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成26年 4 月 1 日

埼玉県警察本部長 杵 淵 智 行

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）

北海道（男性）	6人
青森県（男性）	2人
岩手県（男性）	2人
宮城県（男性）	8人
山形県（男性）	3人
福島県（男性）	3人
群馬県（男性）	8人

(2) 平成26年度埼玉県警察官（巡査）採用試験 類（県外試験）

北海道（男性）	4人
青森県（男性）	3人
岩手県（男性）	3人
宮城県（男性）	7人
山形県（男性）	2人
福島県（男性）	2人
群馬県（男性）	7人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成27年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和59年4月2日以降に生まれた者
類	類に該当しない者	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験

（注）第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地は、第2次試験で実施する。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試 験	月日及び会場	合 格 発 表
第1次 試 験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試 験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。

（注）第2次試験合格発表については、発表の日から7日目の午前10時までの間、埼玉県警察ホームページに掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成25年4月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区分	採用（入校）時の初任給
類	約221,800円
類	約191,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算される。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成27年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告示

埼玉県選管告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム 病院	社会福祉法人 埼玉療育友の会 特別養護老人ホーム はるな苑	埼玉県富士見市大字勝瀬五百十二番地一 埼玉県春日部市谷原新田千二百番地

告 示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十六年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
プラザノース	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目八百五十二番地一	プラザノース マネジメント 株式会社	四百三人
市民会館おおみや	埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目四十七番地八	公益財団法人 さいたま市文 化振興事業団	千三百七十人
プラザウエスト	埼玉県さいたま市桜区道場四丁目三番一号	公益財団法人 さいたま市文 化振興事業団	四百二人
市民会館うらわ	埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目十番二十二号	公益財団法人 さいたま市文 化振興事業団	四百七十八人
埼玉会館	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号	公益財団法人 埼玉県芸術文 化振興財団	千三百十五人
文化センター	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目七番一号	公益財団法人 さいたま市文 化振興事業団	二千六人
プラザイースト	埼玉県さいたま市緑区大字中尾千四百四十番地八	公益財団法人 さいたま市文 化振興事業団	四百二人

イ 大宮ソニックシテ	市民会館いわつき	施設の名称
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五	埼玉県さいたま市岩槻区太田三丁目一番一号	所在地
公益財団法人 埼玉県産業文化センター	公益財団法人 さいたま市文化振興事業団	管理者
二千五百五人	六百二十二	収容人員

告示

埼玉県選管告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づく個人演説会等施設について、さいたま市選挙管理委員会から次のとおり管理者の変更があった旨の報告があった。

平成二十六年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
西部文化センター	埼玉県さいたま市西区三橋六丁目六百四十二番地四	（旧）さいたま市長 （新）公益財団法人さいたま市文化振興事業団	四百二十人
日進公園コミュニティセンター	埼玉県さいたま市北区日進町一丁目三百十二番地一	（旧）さいたま市長 （新）公益財団法人さいたま市文化振興事業団	五十人
宮原コミュニティセンター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目百九十五番地一	（旧）さいたま市長 （新）公益財団法人さいたま市文化振興事業団	三百十二人
高鼻コミュニティセンター	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町二丁目二百九十二番地一	（旧）さいたま市長 （新）公益財団法人さいたま市文化振興事業団	百二十人

施設の名称	大宮ソニック市民 ホール	東大宮コミュニテ イセンター	七里コミュニテイ センター	片柳コミュニテイ センター	与野体育館
所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜 木町一丁目七番地五	埼玉県さいたま市見沼区東 大宮四丁目三十一番地一	埼玉県さいたま市見沼区大 字大谷千二百十番地	埼玉県さいたま市見沼区染 谷三丁目百四十七番地	埼玉県さいたま市中央区下 落合五丁目八番十号
管理者	(旧)さいたま 市長 (新)公益財団 法人埼玉県産 業文化センタ	(旧)さいたま 市長 (新)公益財団 法人さいたま 市文化振興事 業団	(旧)さいたま 市長 (新)公益財団 法人さいたま 市文化振興事 業団	(旧)さいたま 市長 (新)公益財団 法人さいたま 市文化振興事 業団	(旧)さいたま 市教育長 (新)住友不動 産建物サービ ス・住友不動産 エスフォルタ 共同事業体
収容人員	四百二人	二百人	二百十人	四百人	八百人

施設の名称	与野本町コミュニティセンター	上峰コミュニティホール	産業文化センター	下落合コミュニティセンター	浦和コミュニティセンター
所在地	埼玉県さいたま市中央区本町東三丁目五番四十三号	埼玉県さいたま市中央区上峰二丁目三番五号	埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目四番三号	埼玉県さいたま市中央区大字下落合千七百十二番地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町十一番一号
管理者	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団	(旧)さいたま市長 (新)毎日興業・首都圏建物サービス協同組合JV	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団
収容人員	二百九十人	六十人	三百人	百八人	四百人

施設の名称	南浦和コミュニティセンター	コミュニティセンターいわつき	岩槻駅東口コミュニティセンター
所在地	埼玉県さいたま市南区大谷場二丁目六番二十五号	埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目十番七号	埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目一番一号
管理者	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団	(旧)さいたま市長 (新)公益財団法人さいたま市文化振興事業団
収容人員	二百人	二百五十人	二百四十人

雑報

議長選挙

細田徳治議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 樋口邦利

副議長選挙

松本恒夫副議長は、三月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長 加藤裕康

正 誤

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号（平成二十六年三月七日第二千五百七十四号）中訂正

ページ 表中

二 敷地の幅員

誤

一六・〇〇～二九・五〇

正

七・三七～二九・五〇